赤い羽根で福祉参加を
十月から募金運動展開

赤い羽根で親しまれてきました共同募金運動が今年も十月一日から十二月三十一日まで全国各地でくりひろげられます。

例年横芝町では、総務員さんを通じて各家庭に御協力をお願いしてまいりましたが、今年も六〇万円（町の目標額）の赤い羽根募金を町民の皆さんにお願いすることになりました。

今年の共同募金運動は「あなたもボランティア（社会事業の特志奉仕者）に―赤い羽根で福祉活動に参加」を合言葉に行われます。

日本もこのように福祉国家の一員ですが、福祉国家といわれる国々ではいずれも国民自身が〝助けあい〟という社会連帯の精神にもとづいて積極的な活動をしています そうした意欲的な支えがすぐれた社会保障制度を築く原動力になっています。赤い羽根運動もこのような精神によって貫かれた社会福祉運動です。

町民の福祉参加は、近年最も身近なものとなりましたが、更にこの運動の機運を盛り上げるため、身近かな赤い羽根募金運動に参加して下さい。

10・11月予防接種実施予定

実施日	実施場所	種別	該当範囲
10月20日	横芝町役場	生ワク投与	S51.1.1～51.6.30生
26日	上堺会館	インフルエンザ	一般・保育園児
28日	大総会館	〃	〃
29日	役場	〃	一般
11月2日	上堺会館	〃	一般・保育園児
4日	大総会館	〃	〃
5日	役場	〃	一般
9日	第1保育所	〃	保育園児
10日	第2保育所	〃	〃
11日	フタバ保育	〃	〃
12日	横芝中学校	〃	全生徒
16日	第1保育所	〃	保育園児
17日	第2保育所	〃	〃
18日	フタバ保育	〃	〃
19日	横芝中学校	〃	全生徒
24日	大総小学校	〃	全児童
25日	横芝小学校	〃	〃
26日	上堺小学校	〃	〃

歯科

自由診療と保険
二本立て料金で

保険診療のうち歯科医療費が八月一日から九・六％引上げられました。この改正によって、歯科の診療を受けた患者が医療機関の窓口で支払う自己負担額は、今までの料金より値上げ分の三割相当額が支払い増となります。

また、これまで健康保険や国保などで受ける歯科診療にはすべてを保険で行う「保険診療」と特殊な材料（一四金を超える金合金、白金加金、ポーセレン、ダミー三歯以上のブリッジなど）を用いた場合に全費用のうち保険で負担する費用以外の分を患者が負担するいわゆる「差額診療」とがありましたが、さる七月三十一日限りでこの差額診療制度が廃止され、八月一日からは、保険でできない診療は従来から認められていない(1)健康診断、(2)歯列矯正、(3)美容目的、(4)虫歯予防などのほかに特殊な材料などを使用する診療（従来の差額診療）が加わり、これらは各郡市歯科医師会の申し合せによる目やす料金を基準とした「自由診療」扱いとなりました。

これ以外の通常の歯科診療は今まで通り保険でできることに変りありません。

なお、特殊な材料などを使用する診療を希望する場合は、あらかじめ歯科医師に診療内容、費用などについて確認したうえで診療を受けるようにして下さい。

（※前頁から続く）

古谷・神保・小高
三氏教育委員に

九月三十日を以って任期満了となった町教育委員会委員の選任について議会の同意を求めたところ満場一致で次の三名の方々が選任されました。（敬称略）

古谷　胖　横芝一五八四番地の一
神保　真　小堤七一番地
小高猶次　新島六〇番地

▽町道の認定

養護老人ホーム入口から松尾工区一号幹線大排水路（通称ゲンゴ堀）ぞいに長倉入口に至る五五二メートル（幅員四メートル）の間が「横芝七五号の一」として町道に認定されました。